

平成31年4月19日

令和元年度「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」  
の開催について

令和元年度「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」の実施に必要な事項については、下記の通りとしますので、各都道府県におかれましては、内容をご確認の上、参加申込の手続き等をお願いいたします。

記

1. 参加者申込の流れ

＜都道府県が取りまとめる場合＞

- ① 都道府県から管内市区町村、事業所（移動支援・同行援護従業者養成研修実施事業所、同行援護・移動支援事業所）及び視覚障害者団体等に参加者推薦依頼
- ② 管内市区町村、事業所、視覚障害者団体及び個人から都道府県に申込み
- ③ 都道府県が参加者のとりまとめ
- ④ 都道府県から日本盲人会連合に以下の必要書類を電子メールまたは郵送にて送付  
・「指導者コース」  
申込票（別紙1－1Aもしくは1－1B）と養成研修従事証明書（別紙1－2）  
※電子メールの表題は、「都道府県名：資質向上研修申し込み」と明記して下さい。
- ⑤ 日本盲人会連合から受講決定通知を都道府県に電子メールで送信し、受講者には直接受講決定通知を送付

＜視覚障害者団体等が取りまとめる場合＞

- ① 都道府県から視覚障害者団体等へ開催案内等の送付
- ② 視覚障害者団体等は、近隣の市区町村、事業所（同行援護・移動支援従事者養成研修実施事業所、同行援護・移動支援事業所）等に参加者推薦依頼
- ③ 近隣の市区町村、事業所及び個人から視覚障害者団体等に申込み
- ④ 視覚障害者団体等が参加者をとりまとめて、都道府県へ連絡
- ⑤ 都道府県から日本盲人会連合に以下の必要書類を電子メールまたは郵送にて送付  
・「指導者コース」  
申込票（別紙1－1Aもしくは1－1B）と養成研修従事証明書（別紙1－2）  
※電子メールの表題は、「都道府県名：資質向上研修申し込み」と明記して下さい。
- ⑥ 日本盲人会連合から受講決定通知を都道府県に電子メールで送信し、受講者には直接受講決定通知を送付

### <個人で申込みの場合>

- ① 日本盲人会連合に以下の必要書類を電子メールまたは郵送にて直接送付  
・「指導者コース」  
申込票(別紙1-1Aもしくは1-1B)と養成研修従事証明書(別紙1-2)  
※電子メールの表題は、「資質向上研修申し込み」と明記して下さい。
- ② 日本盲人会連合から受講者には直接受講決定通知を送付

### 2. 受講料

受講料(資料代含む)は、受講決定後速やかに指定の口座に振り込むものとします。受講料を都道府県が負担される場合には、その旨日本盲人会連合までご連絡ください。なお、受講生の都合で途中欠席等により修了できなかった場合も、受講料は全額納付することとし、受講料の返金はいたしません。

「指導者コース」(※資料代1,000円含む。)

#### ・一般の部

全日程受講 28,000円      講義のみ受講 13,000円

#### ・視覚障害当事者の部

全日程受講 21,000円      講義のみ受講 16,000円

### 3. 受講決定

受講の可否は、いずれの場合も受講希望者に通知を送付します。  
都道府県に対しては、受講の可否について電子メールで通知します。

### 4. 研修修了後の「修了証」等の発行等について

- (1) 全日程修了者には、日本盲人会連合会長及び同行援護事業所等連絡会会長の連名で「修了証」を発行します。ただし、遅刻・早退や受講態度が著しく悪い者については「修了証」を発行しない場合があります。
- (2) 修了者の内、主催者が同行援護従業者養成研修の指導者としてふさわしいと認めるものについては、日本盲人会連合会長及び同行援護事業所等連絡会会長の連名で「視覚障害者ガイドヘルパー養成指導者認定証」(以下「認定証」)を発行します。  
「認定証」を発行した者については、同行援護従業者養成研修の講師として積極的に活動していただくため、都道府県ないしは、養成研修実施事業者、障害者視覚障害者団体等へ通知します。
- (3) 都道府県に対しては、「修了報告書」を電子メールで送付します。